

第2号

2014/7/31

目次：

ごあいさつ	1
2013年春季大会報告	1-5
2013年秋季大会報告	5-9
2014年春季大会報告	9-14
自著紹介	15
問い合わせ先・連絡事項	16-17

ごあいさつ

大変遅くなってしまいましたが、『通信』Ⅱ、第二号をお届けします。

今回は2013年春季大会、2013年秋季大会と2014年春季大会の模様をお伝えします。

なお本誌に掲載しております報告者の所属は報告時のものです。

2013年春季大会報告

2013年3月17日(日)に関西学院大学梅田キャンパス1408室にて2013年春季大会が開催されました。午前の部は森直人氏(筑波大学)の司会のもと、「福祉と教育」(職業教育)部会セッションが行われました。報告は三時眞貴子氏(広島大学)による「浮浪児の職業教育—マンチェスタ・アードウィック・グリーン・インダストリアル・スクールの事例から—」と松本瑞穂氏(文京学院大学)による「ドイツの知的障害児親の会・レーベンスヒルフェの職業教育」でした。なお、「教育と福祉」部会セッションは日本学術振興会科学研究費助成事業基盤研究(C)「教育「支援」とその「排除性」に関する比較史研究」(研究代表者:三時眞貴子 研究課題番号:23531000)研究会との合同開催でした。

午後の部は、2012年に出版されましたR. D. アンダーソン著、安原義仁・橋本伸也監訳『近代ヨーロッパ大学史—啓蒙期から1914年まで』の合評会が行われました。司会は三時眞貴子氏(広島大学)、本書の趣旨説明を橋本伸也氏(関西学院大学)が、コメントを上垣豊氏(龍谷大学)と中村勝美氏(広島女学院大学)のお二人がされました。

この模様は次頁にあります報告をご参照ください。

「福祉と教育」(職業教育)セッション参加記

北村 陽子 (愛知工業大学)

春季例会と合同開催した職業教育グループの報告会で、最初にグループ長の北村が趣旨説明をした。今回の報告会は、2011年度から開始された科学研究費のプロジェクト「教育「支援」とその排除性に関する比較史研究」内の研究成果であり、これまで次のような報告を得ている。

- 土井貴子「20世紀初頭のイギリスにおける民間企業の職業教育と福祉職員——キャドベリー社の事例から」
- 森直人「「福祉国家」構想と〈授産〉の歴史的布置：教育機会と生存保障のはざままで」
- 姉川雄大「ハンガリー近現代史における社会的自由主義研究」
- 北村陽子「第二次世界大戦期ドイツにおける戦争障害者の職業教育」

これらの報告から、職業教育が内包する意味を精確に考察し、共通認識を構築していくことがグループ内部の課題として浮かび上がってきた。職業教育は、教育の領域でも福祉の領域でも作用するシステムであるため、職業教育のなかで教育がもつ意味と、職業あるいは労働がもつ意味を正しく区分することも重要となってくる。

職業教育はまた、その対象者を社会や経済に統合する論理として、対象者とならない人を排除する基準として、あるいは対象者を特定の就労先から排除する指標として、さらには対象者や対象外の人を管理する手段として作用するものである。

職業教育を実施したことが、どのような排除を生じ、また生じた排除機能に対して実践の間ではどう対応したかをさらに精査する課題を解明するために、今回は三時眞貴子「浮浪児の職業教育—マンチェスター認定インダストリアル・スクールの事例から—」と松本瑞穂「ドイツ知的障害児親の会「レーベンスヒルフェ」の職業教育」の二つの事例の報告を得た。

三時報告は、マンチェスター認定インダストリアル・スクールを取り上げ、その「職業教育」を明らかにし、「社会に送り出す」ために学校が何をしたのか提示することを課題とした。19世紀前半イングランドの産業都市では、工業化・都市化にともなって大量の移民・移住者が流入し、治安の悪化を懸念する地方当局が貧民の取り締まりを強化した。他方で、貧困環境が子どもを犯罪に走らせるという理解がすすみ、そうした「浮浪児、極貧少年、秩序を乱す子どもたちのケアと教育の改善を目指す」5年間の職業教育学校の設置が1857年のインダストリアル・スクール法として立法化された。マンチェスターの学校では、ネグレクトや貧困のせいで適切な保護下でない子どもに教育と訓練を行なうことを目的としたため、両親がいるものも約半数いたという。

注意すべきは、インダストリアル・スクールが、社会に送り出すために、仕事をする習慣をつけさせる場所であって、技術を身につけさせることを目的としたわけではないことである。実際の学校の授業は、読み・書き・算術のほか、仕立て、靴製造、庭造り、家具・建具製造、パン焼き、編み物、縫い物、洗濯などの手仕事を学び、注文製造に従事する。就労後に追跡調査した結果から、学校内で受けた職業教育と同種に就業したのはおよそ2割ほどであったことがわかる。マンチェスター認定インダストリアル・スクールで行なわれた職業教育とは、手作業の技をいくつか学ぶことも含むが、主として基本的な座学と礼儀正しさや勤勉さなど、就労後に必要とされる態度を身につけさせることを意味したのである。

松本報告は、1958年に設立された知的障害児者の親の会であるレーベンスヒルフェを素材に、知的障害児者への職業教育の一例を示すものであった。ドイツでは1880年代に読み・書き・計算についていけない学習遅滞児のための補助学校が設立されて以降、補助学校児童は精神遅滞児であるという認識が形作られて、ナチ体制下の1938年には就学義務が免除されたうえ、強制断種の対象になった。こうした負のレッテルを払拭し、知的障害児者の学業・就労・生活をトータルにケアする目的で設立されたレーベンスヒルフェは、幼稚園、学校、居住型の学校、重度者用の保護作業所、軽度者用の職業教育作業所、入所施設、クリニックなどを独自にそなえた組織である。今回は、ブレーメンのマルティンスホーフ保護作業所の例を挙げて、段階的に行なわれる知的障害児者への職業教育の一端が紹介されている。

第一段階は、集中力、持続力、社交能力、協調性などを修得するために、6時間程度の見習い作業時間を設定し、途中で音楽の練習をするなど、適宜休憩をとる。作業の報酬は、小遣い相当分の金額である。第二段階は簡単な製作を行なう。通常と同じ1日8時間半の作業時間を取り、途中で適宜音楽の練習など休憩をとる。作業に対しては、第一段階の小遣いよりは多い時給を受け取る。第三段階では、保護作業所で1日8時間半の作業を行なうが、途中の休憩はほとんどない。ここでは雇用契約を結んだうえで期日を決めた仕事に従事し、給与と呼べる報酬を得ることになる。

このように段階的に課題を難しくしていき、第三段階で通常の労働に近い形態にもっていくように組み立てられているが、彼ら知的障害児者の一般企業への就労移行は想定されていない。あくまでも保護作業所内で通常の労働に近い形態で作業ができるようにすることがゴールとされている。しかし、施設のなかで教育と就労が完結するレーベンスヒルフェの組織は、知的障害児者が社会とつながりをもったり、社会に統合するといったノーマライゼーションには逆行する動きを確立したものであった。

報告のあと、まずグループ長から両報告に共通して、支援対象となった児童たちがどのように社会とのつながりをもつのか、対象とならなかつたときは社会のなかで十分な役割を果たせずに孤立するのではないかと、またその後の生活を社会とどう関わらせられるかと疑問を呈した。三時氏からの応答は、学校に受け入れるかどうかの基準の設定は困難であるが、他方で入学しないと犯罪者・浮浪者のまま社会からつまはじきにされ続けて、排除され続けるというものであった。松本報告と合わせて、いずれも経済力によって職業教育への支援が継続・拡大できる事例であり、そのためには都市や財団の経済力、寄付を集める力が不可欠なほか、企業からの生産注文などある種の温情行為があつて存立可能な部分もあるという指摘をした。

フロアからの質問は、まず岡部氏が三時氏に、基本的な部分について質問をした。第一は、職業教育は義務教育導入によって変わるのか？というもので、回答は、職業教育の内容としては変わらず、むしろ読み・書きを含む学校教育の側面に変化がみられたとのことであった。具体的には1870年基礎教育法以降、学務委員会からの補助金を受け入れることが可能となったことや、1876年基礎教育法で通常の基礎教育学校に通学しない・できない子どもを認定インダストリアル・スクールに強制的に就学させる規定ができて以降、試験基準による読み書きの試験結果が記載されるようになり、報告書では職業教育よりもこの点に関する部分が最も多くなつていった。第二に浮浪は犯罪か？という質問で、これは1824年から犯罪とされたとの回答を得た。第三に親権との関係から、児童を親が連れ帰ることも可能かどうかという質問には、犯罪歴のある児童は裁判所命令で入学させられるが、親が希望する場合は退校も可能であり、この場合は親権が優先するということである。最後に、認定スクールの意味は何かという問いには、認定されることは行政からの補助金を受けるとともに、行政による学校監督の査察も受けることを意味するとの回答であった。

次に姉川氏が三時報告に対して、第一に「危険な階級」といわれる労働者階級の児童に印刷業を教えてよいのか？と尋ねた。それに対する回答は、学校の授業時間で座学として読み書きも教えているので、誰にどんな手作業を教えても同じであるというものであった。職業教育の授業について、それを実際に受けた子どもたちの受け止め方はどうであったかという問いについては、今後の課題であるという回答であった。さらに姉川氏は、学校で実施される職業教育そのものに排除性が内在すると指摘した。つまり今回の報告を聞いて、あらかじめ排除されてきた子どもたちについてはどうするべきなのかというあらたな問いが浮かぶという。

橋本氏は松本報告に対して、具体例についてもっと細部を示した方がよいというコメントに続いて、3つの問いが出された。戦後ドイツという、ナチ時代に一度、知的障害児者を社会から排除すると定義づけられたあとで、排除が再定義されたプロセスをもっとこまやかに考慮すべきではないかということである。それをふまえて、就学可能性および教育可能性の線引きはどうか、という質問が出された。つまりあらたな疾病が発見されたとき、それにカテゴリー分けされる人びとは、措置の対象となるのか排除の対象か？ということである。包摂される可能性がある場合でも、教育可能ではあるが就労不可のときはどうか、そして教育不可能の場合は、医療措置の対象となり、多くは施設に収容される傾向が強い実情では、排除されたら終わりともいえるのか？そして最後に、知的障害児者を生産関係に再統合するのが理想的な教育・福祉のあり方であろうが、その場合に就労先が限定されてくるあらたな問題があり、それをどう評価するかという大きな問題があるという質問が出された。

ふたたび姉川氏が、松本報告に、西ドイツを扱うのであれば東ドイツとの関係もみる必要があるだろうというコメントを、そして三時報告に対しては、財政力のあるマンチェスタでこそこうした犯罪児・浮浪児に対する福祉が実践できたのであり、福祉は帝国にしかできないものであろうか？という問いを出した。三時氏に対してはさらに、矯正の可能性を云々することは、絶対に矯正不可能な子どもを生み出してしまうため、やはり支援対象とするかしないかという再定義が問題となるとコメントを付加した。

北本氏は、まず三時報告に対して、何点かコメントを出した。浮浪児のなかで片親がいるものの社会的背景をもうすこし探れるとよいということ、次に都市の社会政策のなかで貧困対策がどういう位置づけにあったかをはっきりさせるとよいということ、さらに国の労働移民政策と児童への職業教育システムがどういう関連にあったかを調べるとよいということ、である。そのほかに、卒業して就職した児童たちを3年間追跡調査するというが、その時期やそれ以降の学校側からのフォローはあったのか質問が出された。報告者はこの点に対して、よくわからないと回答している。

松本報告には、ほかの西ドイツの諸政策との関連やほかの地域との比較が必要であろうというコメントに続いて、2点質問が出された。まず知的障害児教育は、治療教育学理論が復活して、障害児教育につけ加わったのかという問いと、優生学で排除された（＝ナチ時代）の後に告発する動きがあったのか、あるいはそうした暗い過去を克服する動きが強かったのかという問いである。報告者はいずれも今後の課題となると回答している。

以上の質疑応答から、コメントや質問が集中した排除や包摂の再定義をめぐる問題について、グループ全体としても排除の線引きを含めて今後検討していく必要があると考えられる。